

平成 27 年度

兵庫県行政書士会阪神支部

社会的責任（SR）に関する報告資料

平成 28 年 8 月 31 日

公表：平成 28 年度事業取り組み伝達会

1. ごあいさつ

社会的責任（SR：Social Responsibility）に取り組むねらいについて

皆様におかれましては、平素より、阪神支部の運営に多大なるご協力並びにご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

阪神支部は、設立から60年の足音が少しずつ聞こえようとするなか、皆様のご協力をいただき行政書士の団体として阪神地域（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）で根付いた活動を行っております。

また、地域の将来に亘り、兵庫県においては、兵庫地域創生戦略が、市町においては、人口ビジョン・地方創生戦略が整いつつあります。

こういった社会環境の中で、阪神支部は、運営方針を設定し、その使命の実現のために存在しています。そして、企業が、利益の獲得を目的としてさまざまな事業を実施しているように、阪神支部は、使命の実現のために、さまざまな事業展開を行っています。

しかし、人権、環境、消費者保護、公正な取引等への加速する国内外の社会要請や期待のなかで、これからも必要とされ続ける団体であることは、我々のみならずどの組織、団体にも保障されているものではありません。

また、信用や信頼は、最初から存在するものではなく、各組織等がそれぞれのステークホルダーとの不断の尊重すべき関係からのみ構築されるものであることは、周知のことです。

阪神支部は、行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体であり、兵庫県行政書士会の下部組織としてその運営は、2年ごとの執行体制の改選を採用しております。

この運営で、特に重要となることは、その組織特性と前執行部の意図を理解し、ステークホルダーとともにその時代の社会環境に沿った改善を行い、良好な関係を構築しながら社会的責任を果たして行くことです。

そのために、2010年(平成22年)11月1日に発行されたISO26000（Guidance on social responsibility）社会的責任に関する手引きを用いて、阪神支部と社会との課題を抽出し、それを各ステークホルダーと共有しながら改善していくことが、社会的な信用や信頼を築いていくことに非常に有効であると考えられるようになりました。

「社会的責任に取り組み、実践するとき、組織にとっての最も重要な目標は、持続可能な発展への貢献を最大化することである。（引用：ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き）日本規格協会 編」とされています。

このように社会的責任（SR）取り組みについては、常に課題が存在しますが、阪神支部の執行部はもとより、各ステークホルダーの社会的責任への自主的な理解や自発的な行動が重要であり、それをもってこそ評価や成果につながると考えています。

このたびの報告資料は、これまでの経緯や平成27年度における阪神支部で行われている事業がどのように社会的責任とかがかかわっているかをお示しさせていただいたものです。

今後の皆様方のご参画とご協力の契機としていただきたく、ご清覧のほどよろしくお願い申し上げます。

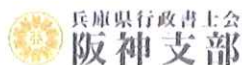
阪神支部支部長 大口 晋

2. 阪神支部の社会的責任（SR）取り組みへの歩み

時 期	軌 跡
<p>【平成 20 年度】 平成 21 年 1 月 平成 21 年 3 月</p>	<p>業務部会にて研修の検討 業務研修会開催</p>
<p>【平成 21 年度】 平成 21 年 5 月 平成 21 年 6 月～8 月 平成 21 年 8 月 平成 21 年 9 月 平成 21 年 10 月 平成 21 年 11 月 平成 22 年 2 月 22 日</p>	<p>正副支部長会にて阪神支部設立 50 周年記念事業 における将来への手法として、社会的責任を取り上げる提案 理事会において審議承認 臨時総会支部設立 50 周年記念行事予算承認 正副支部長研修 CSR 記事配布（支部ニュースとともに） 役員並びに一般会員研修（ワークショップ）開催 ISO26000 ガイダンスを役員に配布 役員研修（ワークショップ）開催 阪神支部設立 50 周年記念式典 記念講演 「地域と企業の発展に向けた『社会的責任』への取り組み」 ～ISO26000 発行を見据えて～ IIHOE〔人と組織と地球のための国際研究所〕 代表 川北 秀人様 「阪神支部における『社会的責任』への今後の取り組みについて」 発表 阪神支部 大口 晋</p>
<p>【平成 22 年度】 平成 22 年 4 月 平成 22 年 11 月 1 日</p>	<p>総会参考資料として（PDCA）事業報告、事業計画フォーマット採用 第 51 回定期総会において、支部事業計画の社会的責任「SR」への 取組み実施の承認 ISO26000（社会的責任に関する手引き）発行</p>
<p>【平成 23 年度】 平成 23 年 8 月 平成 24 年 3 月</p>	<p>ISO26000 導入検討委員会の設置準備 地域意見交換会の開催</p>
<p>【平成 24 年度】 平成 24 年 11 月、12 月 平成 25 年 2 月 平成 25 年 3 月</p>	<p>ISO26000 導入検討委員会の設置 検討会議開催 地域意見交換会の開催 地域意見交換会の開催</p>

<p>【平成 25 年度】 平成 25 年 4 月 平成 25 年 5 月</p> <p>平成 25 年 7 月 平成 25 年 8 月 平成 26 年 3 月</p>	<p>社会的責任「SR」への取り組み実施（総会にて事業承認） 社会的責任「SR」事業実施状況フォーマット（SR）試験導入 （記録の標準化・可視化） 阪神支部運営方針の制定 支部運営方針発表会 地域意見交換会の開催 平成 25 年度社会的責任（SR）の取り組み進捗状況報告書作成</p>
<p>【平成 26 年度】 平成 26 年 4 月</p> <p>平成 26 年 8 月</p> <p>平成 27 年 3 月</p>	<p>社会的責任（SR）を業務処理基準総務部担当職務に規定 支部定期総会議案書を PDCA 方式に改良 支部運営方針発表会 平成 25 年度社会的責任（SR）の取り組み進捗状況報告書発表 地域意見交換会の開催</p>

3. 運営方針



行政書士倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなどとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

- 一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。
 - 1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
 - 2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることにより、信頼を築きます。
 - 3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。
- 二、市民と信頼を築きます。

さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。
- 三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

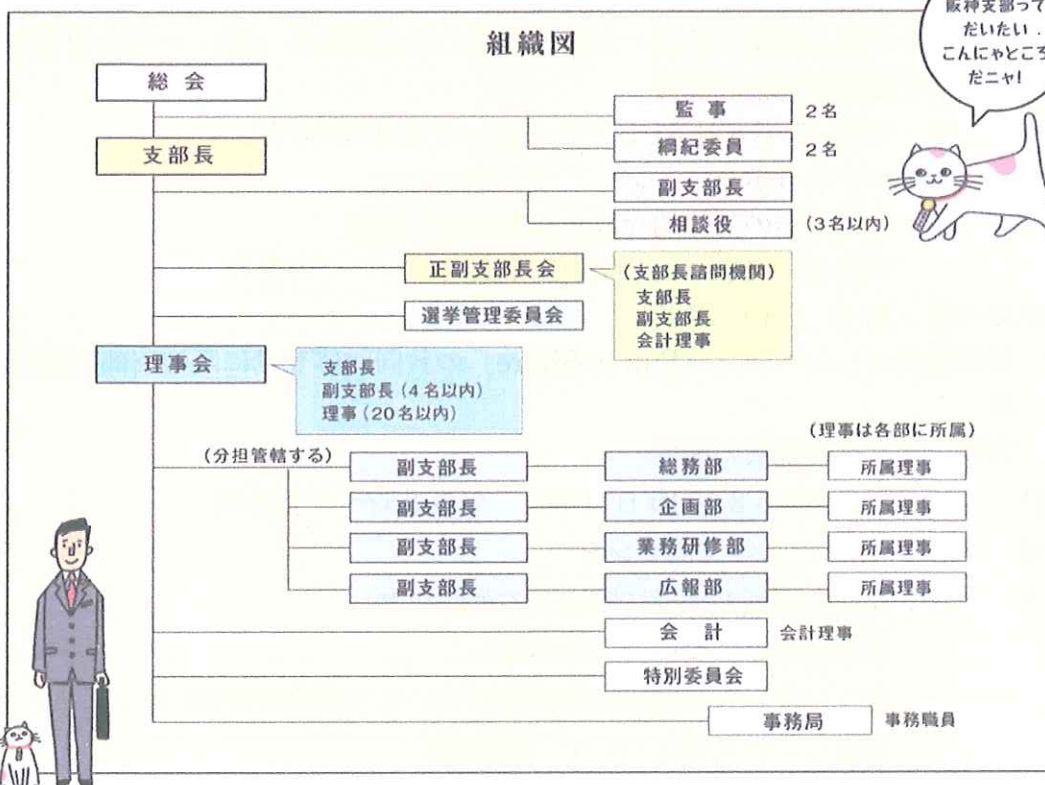
- 一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
- 二、社会的責任(ISO26000等)の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。
- 三、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。

4. 支部の概要・組織

兵庫県行政書士会 阪神支部 概要



区 域	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
所在地	〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29番12号 山岡マンション101号 TEL06-6426-5123 FAX06-6426-5125 受付 10:00～16:00 (土、日、祝、年末年始休み 盆休み除く)
会員数	会員数390名 (平成27年6月末日現在)
設置根拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上部団体	兵庫県行政書士会 (本会) 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 13階 TEL078-371-6361 FAX078-371-4715
他支部	神戸支部 摂丹支部 明石支部 加古川支部 東播支部 姫路支部 西播支部 但馬支部 淡路支部
沿革	昭和26年2月22日 行政書士法公布 昭和35年9月25日 兵庫県行政書士会 法定組織として結成 昭和35年12月1日 阪神支部設立 平成19年8月 支部事務所移転 (尼崎市立花町) 平成22年2月22日 支部設立50周年記念式典開催 現在に至る
加入団体	尼崎商工会議所 西宮商工会議所 伊丹商工会議所 宝塚商工会議所 川西市商工会 芦屋市商工会 猪名川町商工会



※ SRの実施体制

- ・社会的責任 (ISO26000 等) の取組みについては、総務部が所管します。
- ・支部運営及び総務部、企画部、業務研修部、広報部、会計の各事業等の実施は、ISO26000 の7つの原則を尊重し、7つの中核主題に取り組みます。

5. 平成27年度の社会的責任の取組みについて

(1) 取組みの範囲

期間；平成27年4月1日から平成28年3月31日

(2) 全体の主な取組み

①平成26年度からの課題等引継ぎ事項

- ・運営方針発表会、意見交換会などの様々な取組みを早期にスケジュール化していく必要がある。
- ・発言しやすい環境作りについて意見交換会の運営方法の検討が必要である。
- ・活動の経過を詳しく記録し、実績を可視化していくことは、執行部や職員に負担を強いている可能性があるため、ソフト活用等の効果的な方法を検討する。
- ・デューディリジェンスの活用の仕組みを検討する。
- ・取組みを定着させ、成果を示し、評価をいただくことができるようにする。

②目的

- ア. 市民等からの要請に適切に応え続ける仕組みを構築する。
- イ. 事業目的・意図を含め事業継続、改善、廃止、実施していく。
- ウ. 市民、会員等の外部への行政書士制度発信の質の担保についての検討をする。

③実施事項

- ア. 事業実施SRフォーマットとの活用（記録付けの標準化と可視化）
- イ. 阪神支部運営方針の改正
- ウ. 平成26年度兵庫県行政書士会阪神支部の社会的責任（SR）の報告書資料作成
- エ. 事業取組み伝達会の開催

日 時：平成27年8月31日午後3時～午後4時00分

場 所：ホテル「ホップイン」アミニング

内 容：今期事業の具体的な取組み計画の連絡
平成26年度、社会的責任（SR）についての報告

参加人数：34名（前年49名）

- オ. 気候変動キャンペーン「Fun to Share」の賛同団体登録に阪神支部事務局継続登録

- カ. 支部運営意見交換会の開催

日 時：平成28年3月10日（木） 午後3時～午後5時

場 所：西宮市大学交流センター

内 容：今期の評価と来期に向けての課題など
市民講座等について（企画部）
本会と合同した業務研修会等について（業務研修部）
支部ニュース等について（広報部）
支部無料相談事業全般等について（総務部）
地方創生について

参加人数：18名

- キ. 平成25年度兵庫県行政書士会阪神支部の社会的責任（SR）の取組み進捗状況報告書作成

(3) 尊重すべき原則について

① 7つの原則

説明責任

透明性

倫理的な行動

ステークホルダーの利害の尊重

法の支配の尊重

国際行動規範の尊重

人権の尊重

② 事業別の尊重した原則の状況

総務部

平成 27 年度事業実施事業	主に尊重した原則	意識できなかった原則
1. 支部細則及び業務処理基準の整備	法の支配の尊重	国際行動規範
2. 行政書士試験監督員等の派遣協力	倫理的な行動	国際行動規範
3. 商工会議所及び商工会との連携	説明責任	国際行動規範
4. 支部無料相談ならびに川西市、宝塚市及び伊丹市の無料相談会の運営	ステークホルダーの利害	国際行動規範
5. 総会の運営	説明責任	国際行動規範
6. 社会的責任「SR」への取組み実施	説明責任 透明性	
7. 支部事務所の役割等の検討	ステークホルダーの利害	

企画部

平成 27 年度事業実施事業	主に尊重した原則	意識できなかった原則
1. 行政書士広報月間の推進 ・行政機関等への訪問及び法の日 の無料相談会の実施ならびにその 説明会の実施	説明責任 透明性	国際行動規範
2. 業務開発の調査・研究及び推進 ・市民講座等の開催 ・重点業務の発信	法の支配の尊重	国際行動規範
3. 会員相互の親睦行事の実施 ・夏季懇親会、忘年会など	倫理的な行動 人権	国際行動規範

業務研修部

平成 27 年度事業実施事業	主に尊重した原則	意識できなかった原則
1. 業務研修会の実施	ステークホルダーの利害の尊重	国際行動規範
2. 新入会員研修会の実施 ・支部活動について ・支部細則及び業務処理基準について ・事務所運営等について ・先輩会員との交流会	ステークホルダーの利害の尊重	国際行動規範
3. 全事業における支部相談員の能力担保研修会の実施	ステークホルダーの利害の尊重 法の支配の尊重	国際行動規範

広報部

平成 27 年度事業実施事業	主に尊重した原則	意識できなかった原則
1. 支部ニュースの発行 ・業者選定を含む発行システムの構築	説明責任 ステークホルダーの利害の尊重	
2. 支部ホームページ及び Facebook ページの運営 ・ホームページの整備ならびに Facebook ページ発信システムの構築	説明責任 透明性 ステークホルダーの利害の尊重	
3. 本会広報との連携 ・「行政ひょうご」通信員との協力体制強化	説明責任 透明性	
4. 支部広報のあり方の検討 ・情報発信媒体等の電子化への検討 ・SR 報告書作成へ向けての検討	説明責任 透明性	

③事業別主に尊重した事項の内容

各部 原則	全般	総務部	企画部	業務研修部	広報部
①説明責任	会議 通知文支部 SRフォーマット採用	総会 理事会 部会 支部運営 地域意見交換会 通知	部会 通知	部会 通知	部会 支部パンフレット HP、FB
②透明性	SRフォーマット採用 文書の開示	運営方針			部会 支部パンフレット HP、FB
③倫理的な行動	研修会の開催 倫理綱領の遵守	運営方針	忘年会 ビアパーティ 法の日	研修会 復興支援型 研修への取り組み	部会 支部パンフレット HP、FB
④ステークホルダーの利害の尊重	SRの取組	運営方針 損害賠償責任 保険加入		研修会	部会 支部パンフレット HP、FB
⑤法の支配の尊重	支部細則等 策定	無料相談会の 業務処理基準 改正	法の日 のマニュアルの改訂 市民講座	支部相談員 研修の強化 研修会	部会 支部パンフレット HP、FB
⑥国際行動規範の尊重	環境への取組	Fun to Share 登録 COOLBIZの実施			部会 支部パンフレット HP、FB
⑦人権の尊重		無料相談会時 個人情報保護 の強化	障害者への配慮 手話通訳 要約筆記	研修会	部会 支部パンフレット HP、FB

※細則等…支部細則、業務処理基準、その他マニュアル等を含む。

※HP…ホームページ ※FB…Facebook

(4) 取り組むべき中核主題

① 7つの中核主題

組織統治

人権

労働慣行

環境

公正な事業慣行

消費者課題

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

② 事業別の中核主題

総務部

平成 27 年度事業実施事業	取り組み中核主題	主な内容
1. 支部細則及び業務処理基準の整備	組織統治	本会役員選任方法及び会費徴収方法変更に伴う支部細則、業務処理基準の整備
2. 行政書士試験監督員等の派遣協力の	消費者課題	前期の募集方法の浸透（申込順から選考に）
3. 商工会議所及び商工会との連携	コミュニティへの参画及び発展	各種催事への参加 「西宮ビジネスマッチングフェア 2015」の後援及びプレゼンター・相談員としての参加
4. 支部無料相談ならびに川西市、宝塚市及び伊丹市の無料相談会の運営	コミュニティへの参画及び発展 消費者課題	各市広報へ定期的掲載 運営における損害賠償責任保険への加入継続
5. 総会の運営	組織統治 人権 公正な事業慣行 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	議決機関としての適正な運営 議案書の形式を一部変更（事業報告ならびに事業計画につきPDCAサイクルの説明ができる内容に）
6. 社会的責任「SR」への取り組み実施	組織統治	支部運営方針の改正 SRフォーマットの活用 事業取組伝達会の開催 支部運営意見交換会の開催
7. 支部事務所の役割等の検討	労働慣行 環境	Fun to share 賛同団体継続登録 クールビズ宣言の実施

企画部

平成 27 年度事業実施事業	取り組み中核主題	主な内容
<p>1. 行政書士広報月間の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等への訪問及び法の日の無料相談会の実施ならびにその説明会の実施 	<p>消費者課題 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>公正な事業慣行</p>	<p>説明会の実施 参加人数：34 名 行政機関等への訪問 訪問件数：121 件 法の日の無料相談会等の実施 芦屋会場相談件：21 件 「相続・遺言セミナー開催」 川西会場相談件数：34 件 非行政書士の対応 兵庫県北県民局宝塚土木事務所等に非行政書士調査</p>
<p>2. 会員相互の親睦行事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季懇親会、忘年会など 	<p>消費者課題 人権 公正な事業慣行 労働慣行</p>	<p>ビアパーティ、忘年会等開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流による資質向上 ・障害者に支障のない場所の選定 ・職員の参加
<p>3. 業務開発の調査・研究及び推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民講座等の開催 ・重点業務の発信 	<p>消費者課題 人権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市「西宮・つながりフェア」への出展参加 ・市民講座「ずっとペットと暮らしたい！！」開催

業務研修部

平成 27 年度事業実施事業	取り組み中核主題	主な内容
<p>1. 業務研修会の実施</p>	<p>消費者課題 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政書士への奨励 ・復興支援型研修会の取り組み ・本会与連携した業務研修会の実施
<p>2. 新入会員研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部活動について ・支部細則及び業務処理基準について ・事務所運営等について ・事務所訪問 ・先輩会員との交流会 	<p>組織統治 人権 公正な事業慣行 環境 消費者課題 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p>	<p>社会的責任についての啓発</p>
<p>3. 全事業における支部相談員の能力担保研修会の実施</p>	<p>消費者課題</p>	<p>支部相談員としての資質向上 業際の認識</p>

広報部

平成 27 年度事業実施事業	取り組み中核主題	主な内容
1. 支部ニュースの発行及び支部活動パンフレットの発行	組織統治 環境 消費者課題 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 人権	・支部の前半の方針や後半の実績などについて、支部会員を中心としたタイムリーな情報共有（2回発行）
2. 支部ホームページ及び Facebook ページの運営 ・ホームページの整備 ならびに Facebook ページ発信システムの構築	組織統治 人権 労働慣行 環境 公正な事業慣行 消費者課題 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	・全ての中核主題について啓発等の発信
3. 本会広報との連携 ・「行政ひょうご」通信員との協力体制強化	組織統治 消費者課題 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	総会、広報月間等の記事の提供
4. 支部広報のあり方の検討 ・情報発信媒体等の電子化への検討 ・SR 報告書作成へ向けての検討	組織統治 人権 環境 消費者課題 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	・地域 FM の活用

③ステークホルダーごとの状況

ステークホルダー 中核主題	会員	本会	職員	市民	行政	商工会議所	その他
①組織統治	支部細則等広報	支部細則等 広報	支部細則等 広報	支部細則等 広報	支部細則等 広報	支部細則等 広報	支部細則 等 広報
②人権	コンプラ研修参 加促進 FB(啓発)	コンプラ研修参 加促進		FB(啓発)			
③労働慣行	FB(啓発)		Fun to Share 忘年会	FB(啓発)			
④環境	Fun to Share FB(啓発)		Fun to Share クールビズ	FB(啓発)			
⑤公正な事業 慣行	市民講座(啓発) FB(啓発)	研修参加促進 非行政書士対応 調査		FB(啓発) 市民講座(啓発)		講師の連携	総会記念 品の調達
⑥消費者課題	研修会 市民講座(啓発) FB(啓発)	行政書士試験 研修会		市民講座(啓発) FB(啓発)	市民講座	市民講座	
⑦コミュニテ ィーへの参画 及びコミュニ ティの発展	市民講座 復興型研修会 市民無料相談会 広報月間 FB(情報シェア)	市民講座 復興型研修会 市民無料相談会 広報月間		市民講座 市民無料相談会 広報月間 FB(情報シェア)	市民講座 市民無料相談 会 広報月間 後援等	市民講座 市民無料相 談会 広報月間 年賀会参加	総会記念 品の調達

FB:Facebook

6. 社会的責任（SR）の取り組み進捗状況

(1) 資料作成の目的

- ・ステークホルダーに社会的責任の取組に興味を持っていただく。
- ・会員、役員に ISO2600 を活用した取り組み状況を確認していただく。
- ・既存の運営システム、方針、構造及びネットワークとの関係を理解していただく。
- ・外見的には、今までと同じような運営であるが、その目的や内容に変化していることを理解していただく。

(2) 活用方法

①左欄は、「ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き」ISO/SR 国内委員会監修日本規格協会編の目次（箇条）及び文中の引用、要訳です。

詳細については、本書をご覧ください。

②右欄は、阪神支部の阪神支部の社会的責任の取組状況です。

欄内の○△×は、以下の取組状況です。

○…取り組み済み（完全ではなく、改善の必要なものも含む。）

△…取り組んでいるが、必要なステークホルダーとの取り組みがなされていないなど多くの改善が残されている。

×…取り組めていない。検討もされていない。

<p>7 . 組織全体に社会的責任を統合するための手引き ISO26000（社会的責任に関する手引き） —要 訳—</p>	<p>阪神支部の社会的責任の取組状況 (平成 27 年度まで)</p>
<p>7.1 一般 多くの場合の、組織は、その既存のシステム、方針、構造及びネットワークを土台として社会的責任を実践することが出来る。</p>	
<p>7.2 組織の特性と社会的責任との関係 自らの主要な特性が社会的責任とどのように関係するかを判断する。</p>	<p>○平成 24 年度社会的責任導入特別委員会（以下、導入検討委員会）にて検討 「支部とは」 「関係者（ステークホルダー）は」</p>
<p>7.3 組織の社会的責任の理解</p>	<p>○平成 25 年 5 月 理事に「ISO26000 社会的責任に関する手引き」配布 (平成 27 年 5 月 新理事に「ISO26000 社会的責任に関する手引き」配布)</p>
<p>7.3.1 デューディリジェンス</p>	<p>△(例)・無料相談会実施に伴うマイナスの影響</p>

<p>7.3.2 組織にとっての中核主題及び課題の関連性及び重要性の判断</p>	
<p>7.3.2.1 関連性の判断</p>	
<p>1. 活動範囲のすべてを列挙</p>	<p>○平成24年度導入特別委員会で検討</p>
<p>1. ステークホルダーの特定</p>	<p>○支部の主なステークホルダー</p>
<p>1. 組織自身の活動、及び組織の影響力の範囲にある他の組織を特定</p>	<p>○平成24年度導入特別委員会で検討</p>
<p>1. 組織及び影響力の範囲及び/又はバリューチェーンの中の他者がそれらの活動遂行する場合に、どの中核主題及び課題が生じるか判断</p>	<p>△総会記念品の調達</p>
<p>1. 組織の決定及び活動が、ステークホルダー及び持続可能な発展にどのような影響を生じる可能性があるかを分析</p>	<p>△行事会場の選定</p>
<p>1. ステークホルダー及び社会的責任の課題がその組織の決定、活動及び計画にどのような影響を及ぼす可能性があるかを分析</p>	<p>△行政等後援、広報</p>
<p>1. 非常に特異な状況下で時折しか発生しないような課題も特定</p>	<p>×</p>
<p>7.3.2.2 重要性の判断</p>	<p>(一例示ー各市の無料相談会の対応)</p>
<p>どの課題が組織にとって最大の意義を持ち、最も重要かを判断するための基準(例示)</p>	<p>○無料相談会の仕組みづくりの採用例 相談員能力担保研修会、相談員任命等に関する規則、損害保険加入の検討</p>
<p>1. その課題がステークホルダー及び持続可能な開発に及ぼす影響の程度</p>	<p>○不適正な運営となった場合の市民、会員に影響がある。</p>
<p>1. その課題に関して行動をとったことによる、又は行動をとらなかったことによる潜在的影響</p>	<p>○行動をとる…良質で、適正なサービス提供による市民、行政、会員、支部への信頼の高まり 行動をとらない…不適正なサービス提供により市民自身の損失、制度、行政からの信頼損失</p>
<p>1. その課題に対してステークホルダーが抱く懸念の程度</p>	<p>○会員から支部へ信頼等損失への不安</p>
<p>1. これらの影響に関して、社会がどのような行動を期待しているかの特定</p>	<p>○相談に対する適切な助言による社会貢献</p>

<p>7.3.3 組織の影響力の範囲</p> <p>7.3.3.1 組織の影響力の範囲の評価 組織の影響力は、次の要因から生じる。</p> <p>1. 所有及び統治 関連組織の統治機構に対する所有権又は代表権の性質及び範囲が含まれる。</p> <p>1. 経済的関係 経済的関係の深さ、それぞれの組織にとってその関係がもつ相対的重要性が含まれる。</p> <p>1. 法的／政治的権限 例えば、法的拘束力のある契約の条項に基づく権限、又は他者に対して特定の行動を強制する能力をその組織に与える法律命令の存在に基づく。</p> <p>1. 世論 組織が世論に及ぼすことのできる影響力、及び組織が影響力を及ぼそうとする相手に対する世論の影響</p> <p>7.3.3.2 影響力の行使 組織は、持続可能な開発へのプラス影響を高めるため、若しくはマイナス影響を最小化するため、又はその両方を目的として、他者への影響を行使することができる。</p> <p>影響力の行使には次のような方法がある。</p> <p>1. 契約上の規定又はインセンティブを設定する。</p> <p>1. 知識及び情報を共有する。</p> <p>1. 共同プロジェクトを実施する。</p> <p>1. 責任あるロビー活動を行い、メディア関係を利用する。</p> <p>1. 優れた実例を促進する。</p> <p>1. 業界の団体、組織その他との協力関係を醸成する。</p>	<p>×</p> <p>△本会、商工会議所等</p> <p>△商工会議所等会費、支部会費の支出内容 製品供給者、サービス提供者</p> <p>△会員指導、 商工会議所等会員</p> <p>△行政、商工会議所等 広報：インタビュー、制度発信</p> <p>△復興支援型研修会（会員、本会）</p> <p>△研修会（本会、会員、商工会議所等） △広報月間 △無料相談会（共催、広報掲載） △市民講座後援（後援） △FMの活用</p> <p>△講師連携（商工会議所等） △年賀会等催事参加（商工会議所、行政） △懇親会</p>
<p>7.3.4 課題に取り組むための優先順位の決定 組織は、次の事項を考慮に入れ、課題に取り組むための行動について優先順位が高いかどうかを判断すべきです。</p>	<p>△事業計画の策定時に検討、活用</p>

<p>1. 法令順守、国際規格、国際行動規範、最新勝 さ両の実施例に関するその組織の現在のパ フォーマンス</p> <p>1. その課題がその組織の重要な目的の達成能 力に著しく影響を及ぼす可能性があるかど うか。</p> <p>1. 実施に必要な資源と、関連行動の潜在的効果 との対比</p> <p>1. 望ましい結果を得るために係る期間</p> <p>1. 速やかに対処しなかった場合、コストに重大 な影響が生じる可能性があるかどうか。</p> <p>1. 実施の容易さ及び迅速さ、これによって、そ の組織内部において社会的責任に関する行 動に対する意識及びモチベーションが高ま るかもしれない。</p> <p>優先順位は組織によって異なる。 優先順位は、組織に適した間隔で見直し、更新 すべきである。</p>	<p>△事業計画の策定時に検討、活用</p> <p>△事業計画の策定時に検討、活用</p> <p>△事業計画の策定時に検討、活用</p> <p>△事業計画の策定時に検討、活用</p> <p>△事業計画の策定時に検討、活用</p> <p>△事業計画の策定時に検討、活用</p>
<p>7.4 組織全体に社会的責任を統合するための実 践</p>	
<p>7.4.1 社会的責任に関する意識の向上及び力 量の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識向上 組織のあらゆるレベルでのコミットメント 及び理解が必要である。 組織のトップに社会的責任の意味及び便益 を十分に理解させるための取り組みを進め る。 ・力量の確立 ステークホルダーエンゲージメント、サプラ イチェーンの管理者や労働者の力量の確立 	<p>△会員 本会準備中</p> <p>△本会</p> <p>△会員</p>
<p>7.4.2 社会的責任に関する組織の方向性の決 定</p> <p>1. その組織の願望又はビジョンステートメン トの中で、社会的責任を組織の活動にどのよ うに反映させたいかについて言及する。</p> <p>1. 自らの目的又はミッションステートメン トの中で、組織の活動のあり方を定める上で有 用な社会的責任の原則及び課題を含めた社 会的責任の重要な側面について、具体的に、 明確に、かつ簡潔に言及する。</p> <p>1. 原則及び価値観を、適切な行動について述べ</p>	<p>○阪神支部運営方針の制定 (H27 年一部改正)</p> <p>○阪神支部運営方針の制定 (H27 年一部改正)</p> <p>△行政書士倫理綱領</p> <p>○阪神支部運営方針の制定</p>

<p>た文章に書き表すことによって、社会的責任に対する組織のコミットメントを明記した行動規範書又は倫理規定書を導入する。</p> <p>1. 社会的責任をシステム、方針、プロセス及び意決定行動に取り入れることによって、社会的責任を組織の戦略の主要要素として含める。</p> <p>1. 中核主題及び課題に関する行動の優先順位を、戦略、過程及びスケジュールを含む組織の管理可能な目標に移しかえる。目的は具体的で、測定可能又は検証可能であるべきである。このプロセスを後押しする上で、ステークホルダーの意見は貴重なものとなり得る。責任、スケジュール、予算及び組織の他の活動への影響を含めた目的達成のための詳細計画が、目的及び目的達成のための戦略を定める上で重要な要素になるべきである。</p>	<p>(H27 年一部改正)</p> <p>△SR フォーマットの活用</p> <p>△事業目標（ねらい）の設定</p>
<p>7.4.3 組織の統治、システム及び手順への社会的責任の組み込み</p> <p>有益な手順</p> <p>1. 確立されたマネジメント慣行が、その組織の社会的責任を反映し取り扱うことを確実にする。</p> <p>1. 社会的責任の原則、並びに中核的主题及び課題が、その組織の様々な部分にどのように生かされているかを確認する。</p> <p>1. その組織の規模及び性質にふさわしい場合には、運営手法が社会的責任の原則及び中核的主题と整合するように、この手法を確認し改めるための部署又はグループを組織内に設ける。</p> <p>1. その組織の業務活動を行うときは、社会的責任を考慮に入れる。</p> <p>1. 購買及び投資の慣行、人的資源の管理、その他の組織機能に社会的責任を取りこむ。</p>	<p>△現行組織運営を活用した取扱い</p> <p>△支部事務所の役割等の検討の事業化 Fun to Share 登録団体となる。</p> <p>○総務部 事業への取り組み △広報部 SR 報告書</p> <p>△SR フォーマットの導入</p> <p>△総会記念品の決定 △会員の事業参画（相談員任命） △職員を主たるステークホルダーとする</p>
<p>7.5 社会的責任に関するコミュニケーション</p>	
<p>7.5.1 社会的責任におけるコミュニケーションの役割</p>	<p>○SR フォーマットの導入 △支部ニュースの発行 △HP, FB の活用</p>

<p>7.5.2 社会的責任に関する情報の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 完全である。 1. 理解しやすい。 1. 敏感である。 1. 正確である。 1. バランスが取れている。 1. 時宜を得ている。 1. 入手可能である。 	<p>△広報活動に活用可能</p>
<p>7.5.3 社会的責任に関するコミュニケーションの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. ステークホルダーとの会合又は対話。 1. 社会的責任に関する特定の課題又はプロジェクトについてのステークホルダーとのコミュニケーション。可能かつ妥当な場合は、ステークホルダーとの対話をコミュニケーションに含めるべきである。 1. 社会的責任及び関連活動に関する一般的な意識向上、社会的並びに責任及び関連活動の支援を目的とした、その組織の経営層、及び従業員又はメンバーとのコミュニケーション。このようなコミュニケーションは、一般に対話を含めた場合が最も効果的である。 1. その組織全体に社会的責任を取り入れることに重点を置いたチーム活動。 1. その組織の活動に関する社会的責任に関わる主張についてのステークホルダーとのコミュニケーション。こうした主張は、内部確認及び保証によって検証可能である。信頼性を高めるため、これらの主張を外部の保証によって検証してもよい。コミュニケーションには、ステークホルダーへのフィードバックの機会を適宜含めるべきである。 1. 社会的責任に係る調達の要求事項に関する供給業者とのコミュニケーション。 	<ul style="list-style-type: none"> ○総会（会員）、理事会（会員）、正副支部長会（会員）運営方針発表会（会員）、地域意見交換会（会員）SR研修会（会員） ○支部長会（本会）要望書 ○業務部要望書（本会） ○無料相談会（各市広報） ○市民講座後援（各行政、商工会議所等） ○復興支援型研修会（本会） ○合同研修会（本会） △年賀会等（商工会議所等、各行政） △行政訪問 ○総務部所管 △年賀会等（商工会議所等、各行政） △行政訪問 △総会記念品（東日本大震災復興支援） 尼崎商工会議所（H24年度）

<p>1. 社会的責任に影響を及ぼす緊急事態に関する市民へのコミュニケーション。緊急事態が起きるまでは、意識向上及び準備態勢の強化にコミュニケーションの目的を置くべきである。緊急事態発生中は、ステークホルダーへの連絡を絶やさず、適切な措置に関する情報を提供すべきである。</p> <p>1. 製品表示、製品情報その他の消費者情報など、製品に関連するコミュニケーション。フィードバックの機会を設けることで、こうした形態のコミュニケーションは改善される可能性がある。</p> <p>1. 同業組織をターゲットとして、雑誌又はニュースレターに掲載する社会的責任の側面に関する記事。</p> <p>1. 社会的側面のある側面を広めることを目的とした広告、その他の声明。</p> <p>1. 政府機関又は市民からの照会に対する提出物。</p> <p>1. ステークホルダーへのフィードバックの機会を伴う定期的な公開報告</p>	<p>(株) インサイト △市民講座</p> <p>△市民講座</p> <p>△支部ニュース</p> <p>△ホームページに支部運営方針を掲載 ○HP、FBにて掲載</p> <p>×</p> <p>△伊丹市への相談者実績報告 △本会との実績確認</p>
<p>7.5.4 社会的責任に関するコミュニケーションについてのステークホルダーとの対話</p> <p>1. コミュニケーションの内容、媒体、頻度及び範囲を必要に応じて改善できるよう、その適切性及び有効性を評価する。</p> <p>1. 今後のコミュニケーションの内容について、優先順位を決定する。</p> <p>1. 報告した情報の確認をステークホルダーによる検証を確実にする。</p> <p>1. 最良実施例を特定する。</p>	<p>△総会（会員）理事会（会員） ○地域意見交換会（会員）</p> <p>×</p> <p>△総会、地域意見交換会</p> <p>△支部事業案内パンフレット</p>

7.6 社会的責任に関する信頼性の向上	
<p>7.6.1 信頼性の向上の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーエンゲージメント ・自らの影響に関して適切なコミットメントを定め、適切な行動をとるとともに、パフォーマンスを評価し、進捗状況及び欠点を報告することによって、自らの信頼性を高めてもよい。 	<p>△総会（会員） 地域意見交換会（会員） ×その他ステークホルダー △総会（会員） 地域意見交換会（会員） ×その他ステークホルダー 本会準備中（要望書）</p>
7.6.2 社会的責任に関する報告及び主張の信頼性向上	△取組進捗状況（平成25年度）資料、報告書資料（平成26年度より）
7.6.3 組織とそのステークホルダーの間の紛争又は意見の不一致の解決	×
7.7 社会的責任に関する組織の行動及び慣行の確認及び改善	
7.7.1 一般	
<p>7.7.2 社会的責任に関する活動の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より、一般的な方法の一つに、指標に照らした測定がある。 ・社会的責任は、価値観、社会的責任の原則の適用及び姿勢に基づくものであるため、監視には、インタビュー、観察、行動及びコミットメントを評価するその他の技法など、より主観的な取り組みが必要となる可能性がある。 	<p>×</p> <p>△正副支部長会、理事会、地域意見交換会、総会</p>
<p>7.7.3 社会的責任に関する組織の進捗及びパフォーマンスの確認</p> <p>1. 目的及び目標は、想定したとおりに達成されたか。</p> <p>1. 戦略及びプロセスは、目的に合っていたか。</p> <p>1. 何が効果を上げたか。それはなぜか。何が効果を上げなかったか。それはなぜか。</p> <p>1. 目的は、適切だったか。</p> <p>1. もっと実績を上げられたはずの事項はなにか。</p> <p>1. すべての関係者が参加しているか。</p>	<p>△SR フォーマットの活用</p> <p>△SR フォーマットの活用</p> <p>△SR フォーマットの活用</p> <p>△SR フォーマットの活用</p> <p>△SR フォーマットの活用</p> <p>×</p>

7.7.4 データ及び情報の収集及び管理の信頼性向上 1. 組織が他者に提供するデータが正確であるという点について自らの自信を高める。 1. データ及び情報の信頼性を高める。 1. データのセキュリティ及びプライバシーを適宜保護するため、システムの信頼性を確認する。	× × △業務処理基準等
7.7.5 パフォーマンスの改善 ・確認結果の使用 ・改善できる方法の検討 ・目標・目的の修正 ・活動のための資源追加、別資源の提供 ・発見された機会利用プログラム、活動も改善	○SR フォーマット ○各部活動、正副支部長会、理事会、地域意見交換会、総会、本会支部長会
7.8 社会的責任に関する自主的なイニシアティブ	
7.8.1 一般	×
7.8.2 参加の自主的な性格	×
7.8.3 考慮点	×
7.8.4 付属書Aに関する注記	×

7. 社会的責任—取組み年間フロー

実施区分 ○ 会員等に対して / ◆ 執行部（役員）にて / ※ 他の関係

時期	区分	実施内容
4月	○	総会承認 総務部 事業計画 社会的責任の取組み承認
5月	◆	各部 SR シートの作成 その後継続
6月	◆	SR 報告資料作成
7月	◆	理事会協議、審議
8月	○	事業取組み伝達会 / 前期SR 報告
9月	◆	業務監査
11月	◆ ○	理事会協議、審議 意見交換会 主要課題について、
3月	○ ※	事業意見交換会（評価）全般 ステークホルダー 評価会（本会等） 5月の検討もあり、時期が繁忙であること、次期執行で行うことも有効
4月	◆ ○	業務監査 / 理事会 審議 総会承認 総務部 事業実施 社会的責任の取組み承認

8. 最後に

平成27年度における取組み効果および課題については、主に次のとおりさせていただきます。

(1) 平成27年度効果

- ① 一般会員の目線から評価を受け、改善の仕組みとして意見交換会を実施するも、参加案内期間が短いなどの課題を改善することができず、一般会員の参加が減少していることから、適正な評価がなされていない可能性がある。
- ② 役員間のマネジメントは、向上されているが、SRについて会員等から自発的な意見や提案等が顕在化していない現状があり、尊重すべき原則及び取り組むべき中核的主題の浸透について、不十分である。
- ③ 全部門においてSRフォーマットの活用が進んだことによる支部事業実施の「見える化」が促進され、事業実施プロセスの把握が容易となり、支部事業の継続的な運営に有効であると思料する。
- ④ デューディリジェンスについて、活用事例が、徐々に出てくるようになったが、仕組みを検討するまでに至らなかった。

※デューディリジェンス：あるプロジェクトの活動のライフサイクル全体における、組織の決定及び活動によって起こる、実際の及び潜在的な、社会的、環境的及び経済的なマイナスの影響を回避し軽減する目的で、マイナスの影響を特定する包括的で積極的なプロセス（引用 ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き ISO/SR 国内委員会監修 2.4）

(2) 平成28年度に向けての課題

- ① SRにおける組織統治の取り組みのめどがいつまでかという段階で、再度執行部内で、尊重すべき原則、取り組むべき主題及びデューディリジェンスの活用などについて再度理解を深める必要がある。
- ② SR報告資料について、ステークホルダーにわかりやすい内容にしていく必要がある。
- ③ 運営方針の発表会、意見交換会など様々な取り組みに、早期の案内や役員による誘引など多くの会員が参加する環境づくりを行う必要がある。
- ④ 本会を含めてステークホルダーと相互に評価・確認できる体制についての検討が必要である。
- ⑤ 活動経過を記録し、実績を可視化していくことは、役員や職員に負担を強めている可能性があるため、ソフト活用などの効率的な方法を検討する。

平成27年度においては、2年の改選による執行体制の変更により、支部運営方針の一部改正を行うことで、信頼性を高める循環をつくっていくことを明確にしました。

そして、ISO26000は、我々が社会的責任に取り組むときの手引きであり、認証を目的としたものではありません。この規格は、結果の重要性及び社会的責任に関するパフォーマンスの改善を重要視しているとされています。

よって、阪神支部がその存在すべき使命のために実施する各事業に対する結果とどのように改善したかをステークホルダーである皆様と評価を行う運営を重視していきたいと考えております。その成果として、持続的に社会から信頼をいただける団体になりたいと考えています。

参 考 资 料

I SR/ISO26000概説 ～理解を促進するために～

1. ISO26000とは

すべての組織を対象とする社会的責任（SR）に関する国際規格
企業のみならず「すべての組織」を対象としている点でCSRとは区別される。

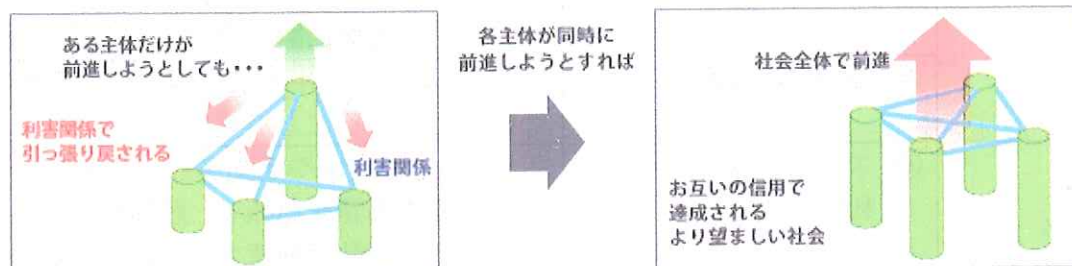
※CSR：Corporate Social Responsibility「企業の社会的責任」

2. ISO26000の特徴

- (1) 企業のみならず「すべての組織」を対象とする。
- (2) ISO9000（品質管理）やISO14000（環境マネジメント）と異なり、認証を目的とするものではなく、手引書を活用し規格に準拠しつつ自主的に取り組むものである。
- (3) マルチステークホルダー・プロセス（平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における、意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセス）を経て作成された。（99カ国、42国際機関から、450名以上のエキスパートが参加）

（内閣府ホームページより）

「社会には、ある主体の最適解が全体における最適解にならないことが多くあります。参加者全員が、全体のビジョンや課題を共有していくことで、各主体の役割分担が明確になり、全体最適を追い求めていくことが可能になります。」



利害のある主体間においては、ある課題解決に対し「他者がやらないから自分もできない」といって、誰も行動できなくなる硬直状態が起きてしまうことがあります。そこで、その課題に関する全てのステークホルダーが、「他者もやると信じて、自分も行動する」と考え、一歩ずつ踏み出すことで課題解決できるようになります。

3. 社会的責任の理解

(1) 社会の期待

法令遵守はもとより、法的拘束力のない他者に対する義務の認識も必要とする。

（例：フェアトレード、グローバルなサプライチェーンで発生するサプライヤーの「スウェットショップ」（搾取工場）、児童の危険労働等の問題等への対応）

(2) ステークホルダー

その組織が行う決定やアクションが誰にどのような影響を及ぼすのかを理解するために利害関係人（ステークホルダー）を特定する。

(3) 持続可能な発展

持続可能な発展とは、次世代のニーズを犠牲にすることなく、現在の社会的なニーズを満たすこと。社会的責任は、組織の社会および環境に対する責任にかかわるもので

あり、持続可能な発展に貢献するものである。

(4) 国家と社会的責任

国家が、この規格を活用することは、他の組織同様望ましいことであり、他の組織の社会的責任への取り組みを支援、環境整備することができる。

4. 社会的責任の原則

組織が社会的責任を実践するにあたっての包括的な目標は、持続可能な発展への貢献である。この目標を達成するために、組織が念頭におくべき7つの原則がある。

(1) 組織の行動様式に係る3原則（「説明責任」、「透明性」、「倫理的な行動」）

(2) 「ステークホルダーの利害の尊重」

(3) 法規範の尊重に関する3原則（「法の支配の尊重」、「国際行動規範の尊重」、「人権の尊重」）

SRの7つの原則

	7つの原則	説明
組織の行動様式	① 説明責任	組織は、自らの決定および活動が社会、経済、環境に与える影響について、ステークホルダーに対して説明する責任を有している。
	② 透明性	組織は自らの方針、決定および活動について、ステークホルダーが正確に評価できるように、タイムリーで事実に基づいた情報を、明確かつ客観的な方法で、適切に開示することが望まれる。
	③ 倫理的な行動	組織は、正直、公平および誠実という価値観に基づいて行動することが望まれる。
ステークホルダーとの関係	④ ステークホルダーの利害の尊重	組織は、その決定や活動が社会やステークホルダーに及ぼす影響を認識し、悪影響を減らし、好影響を増やす行動が期待される。そのため、さまざまなステークホルダーの意見を把握し、自らの決定、行動に反映させること（ステークホルダー・エンゲージメント）が望ましい。
法規範の尊重	⑤ 法の支配の尊重	組織はすべての法令・規則に従う。
	⑥ 国際行動規範の尊重	法の支配の尊重という原則とともに、国際行動規範も尊重する。
	⑦ 人権の尊重	組織は、人権を尊重し、その重要性及び普遍性の両方を認識すべきである。

5. 取り組むべき7つの中核主題

SRの7つの中核主題（例）

SRの中核主題	課 題	阪神支部の取り組み
① 組織統治	組織は、効果的な組織統治を基盤として、他の中核主題に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士倫理綱領 ・阪神支部運営方針（ミッション、ビジョン、運営方針、行動指針） ・コンプライアンス研修 ・SRマネジメント（PDCAを活用したSRフォーマットで支部の各事業を見える化し、説明責任を果たす） ・細則、業務処理基準の適正な見直し ・総会その他会議の適正な運営
② 人 権	デューディリジェンス（予見されるリスクを回避又は低減する取組み）差別、社会的弱者対応労働における基本的原則及び権利	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本復興支援型業務研修会 ・福祉事務所の経営を支える「ミンナ DE カオウヤ」プロジェクト参加 ・従業員への取り組み ・市民講座等開催時の情報保障導入 ・耳マーク利活用への取り組み
③ 労働慣行	労働条件、社会的保護安全衛生、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の昇給 ・有給休暇を取りやすい環境
④ 環境	持続可能な資源の使用気候変動緩和及び適応	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの省力化、暑さ対策及び職員の執務効率向上のために、「クールビズ」を実施 ・環境省の気候変動キャンペーン「Fun to Share」、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に、賛同団体として登録 ・事務機器導入時の環境への配慮
⑤ 公正な事業慣行	公正な取引を行い、国際行動規範を尊重し、法令を順守する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員研修会の実施 ・取引先の適正な選定、確実な支払い ・反社会的な個人・グループの要求は毅然として拒否
⑥ 消費者課題	お客様に対するサービス、支援、苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の3市無料相談会 ・電話無料相談 ・「法の日」無料相談会 ・Facebookによる適宜情報発信
⑦ コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	コミュニティへの参画	<ul style="list-style-type: none"> ・にしのみや認知症つながりフェア ・商工会議所、商工会理財部会等参加 ・商工会議所ビジネスフェア ・TAKARAZUKA 1万人のラインダンス参加（ギネス挑戦）

※①～⑦の全中核主題は、Facebookにて、啓発等の目的で、適宜発信しています。

※複数の中核主題に属する場合があります。

6. 組織全体への社会的責任の統合

組織は、社会的責任に関する方向性を決定し、それを組織の統治、システムおよび手順に取り込む。次に、社会的責任に関連する活動のパフォーマンスを継続的に観察（モニタリング）する。

モニタリングとともに定期的に「全般的な見直し」（レビュー）を行い、パフォーマンスの改善を行い、社会的責任に関する組織の信頼性の向上を図る。その際、ステークホルダーとの対話等の手法を有効に活用する。

ISO 26000は、マネジメントシステム規格ではない。しかしながら、企業経営にとってはPDCAを適切に回すことが基本であるように、既存のマネジメントシステムに、本規格の社会的責任に関する要素を取り込むことで組織経営の戦略的推進に有効に活用できるものである。

7. 阪神支部がSRに取り組む前提

兵庫県行政書士会 阪神支部は、「行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得て、行政書士制度を前進させることを通して、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。」（阪神支部ミッション：使命）

また、そのようなサービスの提供のみならず、法令順守や人権尊重、環境への配慮や地域コミュニティへの参画といった社会を構成する一員としての活動にも積極的に取り組んでいます。

その目的を達成するために、兵庫県行政書士会 阪神支部は、国際標準化機構（ISO）が発行した「ISO 26000」に準拠した「SR」（社会的責任）活動を推進しています。

8. 阪神支部がSRに取り組む目的

兵庫県行政書士会 阪神支部のビジョン（展望）は、以下です。

「地域社会の中で、どこよりも身近で信頼され続ける支部となることにより、行政書士が市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。」

そのビジョンに基づいて、阪神支部は、地域社会から求められる存在であり続けられるために、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを通じて、社会的責任を果たしていきます。

II 企画部 事業実施状況フォーマット (例)

SR-2

平成 27 年度事業実施状況フォーマット

作成履歴 平成 27 年 5 月 19 日引田
 平成 27 年 7 月 14 日本田
 平成 27 年 8 月 24 日本田
 平成 27 年 10 月 28 日本田
 平成 27 年 11 月 3 日本田
 平成 27 年 11 月 5 日本田
 平成 27 年 12 月 3 日本田
 平成 28 年 2 月 10 日本田
 平成 28 年 3 月 9 日大口

尊重すべき 7 つの原則	取り組むべき中核主題
①説明責任 ②透明性 ③倫理的な行動 ④ステークホルダーの利害の尊重 ⑤法の支配の尊重 ⑥国際行動規範の尊重 ⑦人権の尊重	①組織統治 ②人権 ③労働慣行 ④環境 ⑤公正な事業慣行 ⑥消費者課題 ⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展
1. 担当 企画部	
2. 事業計画 (Plan2) -3	
業務開発の調査・研究及び推進 ・市民講座等の開催 ・重点業務の発信	
3. ねらい (Plan1)	
・会員が市民の期待に応えることのできる環境作りをする。	
4. 課題・申し送り事項 (Action) (前期)	
①認知症など、他の市町村においても同様のイベントが多く開催されることが予想され、こうした取り組みへの参加対応の準備が必要である。 ②本会の行政書士記念日企画との連携を行う。 ③市民講座について、テーマ決定から広報、当日対応等非常な準備が必要であり、テーマ選考等については、時期や執行体制を越えた取り組みの検討が必要である。 ④市民講座等の当日の運営において情報保障を取り入れる必要があると考えるが、現時点では、運営上に経験が必要となるため、同時に標準化するための検討が必要である。 ⑤市民講座が、業務開発の観点であるので、テーマから想定される具体的な業務内容	

(手続、申請)を示すことや事業者に対する企画においては、有償で行う企画などの検討が必要である。

- ⑥地域の会員が協力し、どんなテーマでも一定の動員が見込めるような実力をつける。
- ⑦株式会社日本政策金融公庫についての業務開発の点から具体的な活動の検討を行う。

5. 今期留意事項

1. 認知症関連のイベントへ積極的な参加

2. 行政書士記念日「市民講座」

講師の方に、情報保障との関係で、なるべくゆっくりお話しいただけるようアナウンス。

市民講座のテーマ内容にかかわらず情報保障をつけるという取り組みの検討

6. 実施計画 (Plan3)

1. 市民講座等

(テーマ案)

- ・特定行政書士制度について
- ・自転車について
- ・マイナンバー制度について
- ・行政書士の業務全般に関する情報提供について

「会員が市民の期待に応えることのできる環境作りをする・市民講座の開催の企画をとおして、業務開発の調査と研究を行う」

・上記の目的をふまえて、多数の市民に参加してもらった上で行政書士業務の開発を図ることができるテーマを検討。

・テーマを決定する上で、市民に「行政書士はこんな業務も取り扱っているのか」と気づいてもらえる観点も必要。

・各会員の顧客にも市民講座に参加してもらい、顧客への行政書士業務の周知を図ることで、顧客からの新たな業務依頼につなげることについて検討。

(6月2日：企画部会)

(本田：平成27年7月14日)

・「ペット」をテーマとした市民講座を第一候補として企画することに決定

・ADRセンター兵庫に協力いただき模擬調停の実施を検討

・特定行政書士についても、市民の方に制度を案内できるよう検討

・会場の決定を優先

(8月6日：企画部会)

(本田：平成27年8月24日)

・会場は、ホテル「ホップイン」アミニング2F オークルームを予約済(10月26日再確認)

・ペット問題に詳しい阪神支部田中友紀子会員に相談(9月17日)、獣医の今井泉先生と打ち合わせ(10月6日)を経て以下の3部構成をベースとする。

A (第一部) アニマルポリス・ホットライン (兵庫県警察) 講演 (30分)

①設立の経緯 (全国に先駆けて)

②現在の状況 (相談事例)

③今後の展望 (傾向・対策)

B (第二部) 模擬調停 (行政書士ADRセンター兵庫) (1時間)

C (第三部) 行政書士とペット関係者 (獣医等) によるパネルディスカッション (1時間)

テーマ：高齢者とペット（ペット信託・ペット遺言など）

Aについては、兵庫県警察を訪問予定（11月5日）

Bについては、行政書士ADRセンター兵庫の関副センター長に相談済（10月15日）

情報保証について

兵庫県立聴覚障害者情報センター（078-805-4175）に電話相談。

今回は、手話3人「42000円+3人分の交通費実費」、要約筆記4人「29000円+4人分の交通費実費」。担当：小西さん

（本田：平成27年10月28日）

（タイトル案）

「一生ペットと暮らしたい」「生涯ペットと暮らす」「高齢になってもペットと暮らす」

「一生ペットと暮らすために」「愛するペットとの共生と社会問題」

（パネルディスカッション、パネラー案）

獣医師・ペットホテル経営者・公証人・セラピスト・トレーナー・行政書士

（後援）尼崎市・兵庫県

（宣伝広告）地域FM・産経リビング・尼崎市広報・一般紙（記者クラブ）

（その他）特定行政書士について、開会の挨拶などの中で案内

（10月29日：企画部会）

1. 日時：平成28年2月22日（月） 午後1:30～4:30（受付：午後1時より）
2. 場所：ホテル「ホップイン」アミング2F オークルーム
3. 主催：阪神支部
4. 後援：
5. タイトル：
6. 内容：ペット問題

（本田：平成27年11月3日）

第一部について予定していた、アニマルポリス・ホットライン（兵庫県警察）講演を見送る。11月5日の兵庫県警との打ち合わせ時に今回の市民講座になじまないと判断したため（あくまでも犯罪捜査の一環として設けたホットラインであるため、お話できることが少ないとのこと）。第一部については、動物愛護センターにご協力いただくことを検討。

（本田：平成27年11月5日）

第3部パネルディスカッションのパネラー等

進行：本田圭（企画担当副支部長）

パネラー：今井泉市氏（獣医師）・井上美規氏（ドッグサロン経営）・清岡建次氏（訓練士）
須藤政夫氏（公証人）・西本宗義（支部会員）

- 1 2月3日、尼崎市動物愛護センター 三宅氏と打ち合わせ。市民講座第一部講師を依頼。
第一部講師：尼崎市健康福祉局生活衛生課 三宅達彦氏

・チラシ制作開始

株式会社ブロックヘッドワークス（担当：辻岡さん）

ペットをテーマとした市民講座なので、かわいく、親しみの感じられるビジュアルを提案していただくよう依頼。

A4：両面4色：コート110：4，000部

64,800円(印刷代込)

(本田：平成27年12月3日)

・情報保証

要約筆記者4名の決定連絡をいただく。

当日12時会場にて

(以上4名)

NPO法人兵庫県難聴者福祉協会

派遣事業スタッフ と電話にて打ち合わせ

・リビング新聞への掲載(2回)

2月6日号(4、5配布)阪神東版(120,801部)

2月20日号(18、19配布)阪神東版(120,801部)

掲載料：100,000円

・神戸新聞社 阪神総局 記者 へ記事掲載の依頼

・ADRセンター兵庫

副委員長関会員と打ち合わせ

模擬調停：担当西田先生・一之瀬先生・足立先生・佐々木先生・浅田先生

西田先生と電話でお話。台本に「ずっとペットと暮らしたい」の台詞と高齢者の設定を依頼

(本田：平成28年2月10日)

2. 第2回「にしのみや認知症つながりフェア～それぞれの第一歩～」の展示ブース及び実行委員会への参加

実行委員会参加(8月24日：本田)

実行委員会参加(10月5日：秋山)

実行委員会予定(11月9日：本田 予定)

・日時：平成27年11月23日(月・祝日) 午後1:00～4:00(受付：午後12:45より)

・場所：西宮市民会館(ギャラリー・101・301・401会議室)

・主催：にしのみや認知症つながりフェア実行委員会(西宮市等)

・当日の参加体制：本会企画部、支部、コスモスひょうごから各1名

・内容：パネル展示・認知症サポーター養成講座・いきいき体操・脳年齢チェックなど

(本田：平成27年10月28日)

7. 実績(Do)

第2回「にしのみや認知症つながりフェア～それぞれの第一歩～」

1. 日時：平成27年11月23日(月・祝) 午後1:00～4:00(受付：午後12時30分より)

2. 場所：西宮市市民会館101会議室・301会議室・401会議室・ギャラリー

3. 主催：にしのみや認知症つながりフェア実行委員会

4. タイトル：第2回「にしのみや認知症つながりフェア～それぞれの第一歩～」

5. 内容：パネル展示・いきいき体操体験ブース・タッチ笑む(認知機能チェック)・脳年齢計・認知症サポーター養成講座・相談コーナー

6. 参加人数 150名

7. 当日の状況

昨年とは異なり、実行委員会に一員として企画段階から参加させていただきました。

認知症の方を支える多くの関連団体とともに情報交換もできた。

パネル展示では行政書士がどのよう~~な~~に認知症の方をサポートできるかなど、来場者の方へアピールできた。

(本田：平成28年2月10日)

市民講座等

1. 日時：平成28年2月22日(土) 午後1:30～4:30(受付：午後1時より)

2. 場所：ホテル「ホップイン」アミング2F オークルーム

(尼崎市潮江1-4-1) JR「尼崎」駅 南出口すぐ

3. 主催：阪神支部

4. 後援：兵庫県・尼崎市・宝塚市

5. タイトル：ずっとペットと暮らしたい

6. 内容

(第一部)「ペットの飼い方&暮らし方」講演・説明

(尼崎市動物愛護センター 三宅達彦氏)

(第二部) 模擬調停「飼いネコをめぐるご近所トラブル」

(行政書士ADRセンター兵庫)

(第三部) パネルディスカッション「高齢者とペット」

(獣医・公証人・訓練士・ドッグサロン経営者・行政書士)

・公証人 須藤政夫 氏 ・獣医師 今井泉 氏

・訓練士 清岡建次 氏 ・ドッグサロン経営者 井上美規 氏

・行政書士 西本宗義 会員

(他 情報保障：手話通訳3名、要約筆記4名)

(リビング阪神東 121,284部 尼崎市・伊丹市(南部))

7. 参加人数 102名

8. 当日の状況

【今回実施したこと】

横幕(タイトル)作成、当日配布次第の作成、関係者席設置(前と後)

車イス対応席の設置

アンケートの取得、関係者リボンの準備、関係者意見交換会の開催(場合により)

【継続したこと】

情報保証

(大口：平成28年3月9日)

8. 効果 (Check)

9. 課題・申し送り事項 (Action) (来期)

10. その他

Ⅲ 主な活動内容（通年例）

主な活動内容 ① 行政書士制度の発信

業務の
広報や発信
頑張ってる
ニヤン!



行政書士広報月間の実施（10月1日～10月31日）

毎年10月1日～10月31日は、全国の行政書士会を挙げて、行政書士法の周知徹底と行政書士制度の普及を図り、行政手続きの円滑な実施に寄与し、住民の理解と信頼を得ることを目的として広報月間の活動を行っています。

●会員に対する広報月間説明会 及び決起大会の開催

- ・ 広報月間内容の周知徹底

●行政機関等への訪問

- ・ 阪神南県民センター、阪神北県民局等への訪問
- ・ 尼崎市・西宮市・宝塚市・伊丹市・芦屋市・川西市・猪名川町等への訪問



●「法の日（10月1日）」の無料相談会

- ・ 10月1日の「法の日」を記念した無料相談会を毎年、阪神間の2会場で開催しています。



告知用チラシ

いろんな
メディアを
活用してる
ニヤン!



各種広報活動

支部ニュース「Kizahashi」の発行、公式ホームページ、公式フェイスブックページの運営、地域FM放送からの案内などを通じ、支部活動の周知ならびに行政書士制度の発信を行っています。

●支部ニュース「Kizahashi(きざはし)」の発行

●公式ホームページ・facebookページの運営



ホームページ



公式 facebook ページ

●地域 FM 放送局からの案内

“声の年賀状”：1月1日～1月3日、行政書士制度のご紹介 CM を地域の各 FM 放送局から行っています。

(放送局：さくらFM(西宮)、FMai ai (尼崎)、
ハッピーFMいたみ(伊丹)、FM宝塚(宝塚))

主な活動内容 ② 社会的責任(SR)の取り組み

社会的責任を真面目に考えてるニャン!



ISO26000等を活用した社会的責任の取り組み

「ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き」(ISO/SR 国内委員会監修)に基づき、支部会員に向けて研修会などを通じ、社会的責任(SR)の取組みを進めています。

●ISO26000等を活用した社会的責任(SR)の取り組み

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 尊重すべき7つの原則 | 取り組むべき7つの中核主題 |
| ①説明責任 | ①組織統治 |
| ②透明性 | ②人権 |
| ③倫理的な行動 | ③労働慣行 |
| ④ステークホルダーの利害の尊重 | ④環境 |
| ⑤法の支配の尊重 | ⑤公正な事業慣行 |
| ⑥国際行動規範の尊重 | ⑥消費者課題 |
| ⑦人権の尊重 | ⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 |



ISO26000導入検討特別委員会

社会的責任に関する国際規格(ISO26000)が発行

平成22年11月1日
経済産業省産業技術環境局
基準認証政策課

企業が社会的公正や環境への配慮などを行い、ステークホルダー(株主、従業員、顧客、コミュニティなど)との対話を通じて、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指す社会的責任(SR)の取組は、我が国社会の持続的発展にとって非常に重要なことです。
このような中、国際標準化機構(ISO)において規格策定作業が行われてきました。社会的責任に関する国際規格(ISO26000)が11月1日に発行されましたので、お知らせします。

1. 目的及び背景

近年の企業不祥事や環境問題の深刻化、経済格差の拡大などを背景に、企業の社会的責任(CSR)に注目が集まっており、各種メディアにおいて企業の社会や環境などに関する様々な活動が取り上げられる機会が増えています。
このような中、国際標準化機構(ISO)においては、社会的責任(SR)の実施に関する手引きを定めた国際規格(ISO26000)が発行されました。
同規格の制定にあたっては、日本においても国内対応委員会を設置し、産業界、政府、労働者、消費者、NPO及びその他の6つの主要なステークホルダーによる検討・対応を行ってきたところです。

2. ISO26000の内容

ISO26000(社会的責任に関する手引き(Guidance on social responsibility))では、規模及び所在地に関係なく、あらゆる種類の組織を対象にしたもので、説明責任、透明性、法令遵守、人権の尊重など社会的責任に関する7つの原則をはじめ、組織の中で社会的責任を実践していくための具体的な内容等を規定しています。
同規格は、それぞれの組織の特徴に合わせて必要な部分を活用することを促すものであり、認証を目的として策定された規格ではありませんが、今後、様々な組織が社会的責任を実践していく上で、グローバルな共通テキストとして、組織の社会的責任の実践に多くのヒントを与えるものと期待されています。

(参考) 国際標準化機構(ISO)におけるプレスリリース

URL: <http://www.iso.org/iso/pressrelease.htm?refid=Ref1366>

出典: 日本工業標準調査会サイト「ニュースとお知らせ」



環境への取り組み

環境省の低炭素社会実現に向けた気候変動キャンペーン「Fun to Share」に賛同団体として登録しています。環境への取り組みとして、次のことを通じて、低炭素社会づくりに貢献します。

1. ペーパーから電子媒体等を活用した情報の発信と共有を行います。
2. 低炭素社会実現へ向けた制度の紹介を行います。
3. クールビズやウォームビズの実践ならびに省エネ機種の導入を行います。



主な活動内容 ③ 社会的責任(SR)の取り組み

無料で
いろんな相談を
受け付けてる
ニャン!



各種無料相談会等の開催

川西市役所、宝塚市立勤労市民センター、伊丹商工プラザでは、定期的に無料相談会を開催しています。また、阪神支部事務局では、常時電話相談を受け付けています。

● 無料相談会

実施場所	日時	備考
川西市役所 2階 市民相談室	毎月 第2火曜日(祝日を除く) 13:00～16:00	※要予約 TEL072-740-1333 (川西市役所)
宝塚市立 勤労市民センター	毎月 第3月曜日 13:00～16:00	※要予約 TEL06-6426-5123 (阪神支部事務局)
伊丹商工プラザ	毎月 第3火曜日(祝日を除く) 13:00～16:00	※要予約 TEL06-6426-5123 (阪神支部事務局)

※日程等変更になる場合がございますので事前のご予約をお願いします。

● 阪神支部事務局 電話相談

受付	土・日・祝日を除く 毎日 10:00～16:00	連絡先	阪神支部事務局 TEL06-6426-5123
----	--------------------------	-----	-------------------------

支部事務局で電話相談を受け付けています。常時、行政書士の有資格者が対応できる訳ではありませんが、個々のケースに応じて相談内容を専門とする行政書士を紹介する形式になっています。

行政書士記念日「市民講座」の開催



毎年2月22日の「行政書士記念日」に、一般市民の方を対象に市民講座を開催しています。

告知用チラシ

知って
ためになる
楽しい講座
だニャ!



主な活動内容④ 社会的責任(SR)の取り組み

東日本
大震災の
復興支援だ
ニャー!



東日本復興支援ならびに障がい者支援

●復興支援型業務研修会の開催

行政書士が研修受講することで、東日本復興支援金として寄付することができる「復興支援型研修会」を行っています。



復興支援型業務研修会

●「ミナ DE カオウヤ」プロジェクト

被災エリアの授産品を全国で販売し、福祉事業所の経営を支える「ミナ DE カオウヤ」参加型プロジェクトに参加しました。



ミナ DE カオウヤプロジェクト

●復興支援記念品

支部総会において東日本大震災から復興を願う記念品として、尼崎ならびに気仙沼商工会議所各位のご協力を得て、日本手ぬぐい「友仙 日の出風」を配布しました。



日本手ぬぐい 友仙 日の出風

商工会議所・商工会及び地域との連携



地域の商工会議所及び商工会と連携し、相談窓口の開設やイベントへの協力などを行っています。



尼崎商工会議所理財部会視察会(兵庫県警察本部訪問)



西宮・つながりフェア ～一緒に考えよう!認知症のこと～



「ギネスに挑戦! TAKARAZUKA 一万人のライティング」

主な活動内容⑤ 会員の資質向上の取り組み

日々
勉強に励んで
おります
ニャー!



行政書士の品位保持ならびに資質向上

支部所属の行政書士の資質向上のために、新入会員研修会や資質向上研修会、相談員能力担保研修会等を開催しています。

●新入会員研修会



●行政書士資質向上研修会



●相談員能力担保研修会



